

平成 25 年第 1 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	第 1 号議案
議 案 名	安城市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>市長の権限において専用水道に関する事務を行うもの 25. 4. 1～</p> <p>上下水道部の分掌する事務に、次の事務を加える。 専用水道に関すること。</p>
	<p>議 案 番 号 第 2 号議案</p> <p>議 案 名 安城市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
摘 要	<p>地方自治法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>1 次に掲げる者を実費を弁償する対象に加える。                      (1) 特例一部事務組合の議会が行う調査のため出頭した者                      (2) 議会の会議の公聴会に参加した者                      (3) 議会の会議に参考人として出頭した者</p> <p>2 1 の変更及び地方自治法の条項名の変更に伴い、条例で引用している同法の条項名を変更する。                      (1) 第 1 条第 2 号中「第 1 0 0 条第 1 項」→「第 1 0 0 条第 1 項後段（同法第 2 8 7 条の 2 第 7 項において準用する場合を含む。）」                      (2) 第 1 条第 3 号中「第 1 0 9 条第 5 項、第 1 0 9 条の 2 第 5 項及び第 1 1 0 条第 5 項」                      →「第 1 1 5 条の 2 第 1 項（同法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）」                      (3) 第 1 条第 4 号中「第 1 0 9 条第 6 項、第 1 0 9 条の 2 第 5 項及び第 1 1 0 条第 5 項」                      →「第 1 1 5 条の 2 第 2 項（同法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）」</p>

内 容																					
議 案 番 号	第 3 号議案																				
議 案 名	安城市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について																				
摘 要	<p>職員の退職手当について、国家公務員に準じて引き下げるもの 25. 4. 1～</p> <p>退職手当の基本額に乗じる調整率を段階的に引き下げる。</p> <p>(1) 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに退職する職員 長期勤続後退職者等 1 0 0 分の 1 0 4 → 1 0 0 分の 9 8 長期勤続後退職者等以外の退職者 1 0 0 分の 1 0 0 → 1 0 0 分の 9 8</p> <p>(2) 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに退職する職員 1 0 0 分の 9 8 → 1 0 0 分の 9 2</p> <p>(3) 平成 2 7 年 4 月 1 日以降に退職する職員 1 0 0 分の 9 2 → 1 0 0 分の 8 7</p>																				
議 案 番 号	第 4 号議案																				
議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について																				
摘 要	<p>個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利 公布の日～ 活動法人を定めるもの</p> <p>1 対象とする特定非営利活動法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人愛知ネット</td> <td>安城市東栄町 1 丁目 7 番 2 2 号内藤ビル 2 F</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人 i n g</td> <td>安城市城南町 2 丁目 1 4 番地 1 8</td> </tr> <tr> <td>N P O 法人えんご会</td> <td>安城市明治本町 1 4 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会</td> <td>安城市花ノ木町 5 番 1 0 号花ノ木センタービル 3 0 1</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人こすもす畑</td> <td>安城市村高町藤野里 7 1 番地 3</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人安城まちの学校</td> <td>安城市横山町浜畔上 3 3 番地 1</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会エコネットあんじょう</td> <td>安城市赤松町梶 6 3 番地 1</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぷ</td> <td>安城市東栄町 2 丁目 1 3 番 1 7 号</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人 A J T O M ' S M U S I C</td> <td>安城市今本町 4 丁目 1 0 番 8 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 適用は、平成 2 5 年 1 月 1 日以降に支出する寄附金とする。</p>	名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人愛知ネット	安城市東栄町 1 丁目 7 番 2 2 号内藤ビル 2 F	特定非営利活動法人 i n g	安城市城南町 2 丁目 1 4 番地 1 8	N P O 法人えんご会	安城市明治本町 1 4 番 1 号	特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会	安城市花ノ木町 5 番 1 0 号花ノ木センタービル 3 0 1	特定非営利活動法人こすもす畑	安城市村高町藤野里 7 1 番地 3	特定非営利活動法人安城まちの学校	安城市横山町浜畔上 3 3 番地 1	特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会エコネットあんじょう	安城市赤松町梶 6 3 番地 1	特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぷ	安城市東栄町 2 丁目 1 3 番 1 7 号	特定非営利活動法人 A J T O M ' S M U S I C	安城市今本町 4 丁目 1 0 番 8 号
	名称	主たる事務所の所在地																			
特定非営利活動法人愛知ネット	安城市東栄町 1 丁目 7 番 2 2 号内藤ビル 2 F																				
特定非営利活動法人 i n g	安城市城南町 2 丁目 1 4 番地 1 8																				
N P O 法人えんご会	安城市明治本町 1 4 番 1 号																				
特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会	安城市花ノ木町 5 番 1 0 号花ノ木センタービル 3 0 1																				
特定非営利活動法人こすもす畑	安城市村高町藤野里 7 1 番地 3																				
特定非営利活動法人安城まちの学校	安城市横山町浜畔上 3 3 番地 1																				
特定非営利活動法人地球温暖化対策地域協議会エコネットあんじょう	安城市赤松町梶 6 3 番地 1																				
特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぷ	安城市東栄町 2 丁目 1 3 番 1 7 号																				
特定非営利活動法人 A J T O M ' S M U S I C	安城市今本町 4 丁目 1 0 番 8 号																				

内 容	
議 案 番 号	第 5 号議案
議 案 名	安城市障害者自立支援条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>障害者自立支援法の改正に伴うもの 1、2(3)(4)－25. 4. 1～ 2(1)(2)－26. 4. 1～</p> <p>1 次に掲げる条例の規定中引用している法律の題名を「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更する。</p> <p>(1) 安城市障害者自立支援条例 (2) 安城市障害者支援施設の設置及び管理に関する条例 (3) 安城市障害者扶助料支給条例 (4) 安城市精神障害者医療費助成条例 (5) 安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (6) 安城市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>2 その他次に掲げる変更</p> <p>(1) 1 (1) の条例及び安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定中審査会の名称の変更 「障害程度区分認定審査会」→「障害支援区分認定審査会」</p> <p>(2) 1 (2)、(3)、(5) 及び (6) の条例の規定中引用している法律の条項名の変更 「第 5 条第 1 2 項」→「第 5 条第 1 1 項」 「第 5 条第 1 5 項」→「第 5 条第 1 4 項」</p> <p>(3) 1 (2) の条例の題名及び規定中の用語の変更 「障害者支援施設」→「虹の家」</p> <p>(4) 1 (4) の条例の規定中引用している政令の題名及び条項名の変更 「障害者自立支援法施行令」→「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」 「第 1 条第 3 号」→「第 1 条の 2 第 3 号」</p>
議 案 番 号	第 6 号議案
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市介護認定審査会の委員の定数を増加するもの 25. 4. 1～</p> <p>審査会の委員の定数の変更 3 2 人以内 → 4 6 人以内</p>

内 容	
議 案 番 号	第7号議案
議 案 名	安城市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
摘 要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴うもの  <span style="float: right;">新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日～</span></p> <p>安城市新型インフルエンザ等対策本部（新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、市長が設置し、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。）</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 本部長（市長）</p> <p>イ 副本部長（本部員のうちから市長が指名する者）</p> <p>ウ 本部員（副市長、教育長、消防長又はその指名する消防吏員及び市長が市の職員のうちから任命する者）</p> <p>エ 本部職員（その他必要な職員として市長が任命する者）</p> <p>(2) 会議  本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集する。</p> <p>(3) 部  本部長が必要があると認めるときは、部を置く。</p>
議 案 番 号	第8号議案
議 案 名	安城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の改正に伴うもの  <span style="float: right;">25. 4. 1～</span></p> <p>次に掲げる基準等が、条例で定めることとされたため、当該基準等を定めるもの</p> <p>(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る入所定員</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件</p> <p>(3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準</p>

内 容																			
議 案 番 号	第 9 号議案																		
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
摘 要	<p>市費負担教員に支給する給与の額について、県費負担教員に準じたものとするもの 25. 4. 1～</p> <p>給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の特例（附則） 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、市費負担教員に支給する給料の月額は、条例に定める額から当該額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とし、並びに期末手当及び勤勉手当の額は、条例に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 . 5 を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。</p>																		
議 案 番 号	第 10 号議案																		
議 案 名	安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
摘 要	<p>安祥公民館の利用施設の見直しに伴うもの 25. 4. 1～</p> <p>1 利用施設の変更 遊戯室 → 多目的室</p> <p>2 使用料の設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="4">金 額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前 9 時 ～正午</th> <th>午後 1 時 ～午後 4 時 30 分</th> <th>午後 5 時30分 ～午後 9 時</th> <th>午前 9 時 ～午後 9 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的室</td> <td>540円</td> <td>630円</td> <td>800円</td> <td>1, 600円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額				午前	午後	夜間	全日	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 4 時 30 分	午後 5 時30分 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時	多目的室	540円	630円	800円	1, 600円
区 分	金 額																		
	午前		午後	夜間	全日														
	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 4 時 30 分	午後 5 時30分 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時															
多目的室	540円	630円	800円	1, 600円															
議 案 番 号	第 11 号議案																		
議 案 名	安城市市民協働推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について																		
摘 要	<p>市民協働の推進を図る上で必要があるため、基金を設置する。 公布の日～</p>																		

内 容							
議 案 番 号	第 12 号議案						
議 案 名	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>道路法施行令の改正に伴うもの 25. 4. 1～</p> <p>道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令 H24. 12. 12公布 H25. 4. 1施行</p> <p>引用している道路法施行令の条項名の変更 別表中</p> <p>「第 7 条第 2 号」→「第 7 条第 4 号」 「同条第 3 号」→「同条第 5 号」 「第 7 条第 4 号」→「第 7 条第 6 号」 「同条第 5 号」→「同条第 7 号」</p>						
議 案 番 号	第 13 号議案						
議 案 名	安城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の改正及び都市公園において禁止する行為等の見直しに伴うもの 1－公布の日～ 2－25. 4. 1～</p> <p>1 市が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、公園施設の設置基準が、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p>2 都市公園において禁止する行為等の見直し</p> <p>(1) 禁止する行為の追加</p> <p>ア 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。 イ その他都市公園の管理上支障がある行為をすること。</p> <p>(2) 使用料を徴収する行為の追加</p> <table border="1" data-bbox="292 1294 1225 1435"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真又は映画を撮影する場合</td> <td>1 件につき日額</td> <td>1, 0 5 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	業として写真又は映画を撮影する場合	1 件につき日額	1, 0 5 0 円
区分	単位	金額					
業として写真又は映画を撮影する場合	1 件につき日額	1, 0 5 0 円					
議 案 番 号	第 14 号議案						
議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正及び入居資格要件等の見直しに伴うもの 25. 4. 1～</p> <p>1 市営住宅の入居者資格に係る収入基準が、政令で定める基準を参酌等をして条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p>2 その他入居資格要件等の見直し</p>						

内 容	
議 案 番 号	第 15 号議案
議 案 名	安城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>代理人制度を変更することにより、市外に居住する給水装置の所有者の負担軽減を図るもの</p> <p>市外に居住する給水装置の所有者について、原則として代理人を置くことを不要とする。</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>
議 案 番 号	第 16 号議案
議 案 名	安城市中心市街地拠点施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
摘 要	<p>安城市中心市街地拠点施設を整備する資金を積み立てる必要があるため、基金を設置する。</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>
議 案 番 号	第 17 号議案
議 案 名	安城市道路構造の技術的基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の改正に伴うもの</p> <p>市道の構造の技術的基準が、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>

内 容	
議 案 番 号	第 18 号議案
議 案 名	安城市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>市が特定道路の新設又は改築を行うときに適合させるべき、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準が、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>
議 案 番 号	第 19 号議案
議 案 名	安城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>市が特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときに適合させるべき、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準が、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>
議 案 番 号	第 20 号議案
議 案 名	安城市市営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴うもの</p> <p>市が整備する公営住宅及び共同施設の整備基準が、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>

内 容	
議 案 番 号	第 21 号議案
議 案 名	安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>水道事業に係る布設工事監督者（水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者）を配置する工事並びに政令で定める資格を参酌して布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が、条例で定めることとされたため、当該資格等を定めるもの</p>
議 案 番 号	第 22 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市一般会計補正予算（第 6 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 23 号議案 ～ 第 31 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	<p>国民健康保険事業（第 2 号） 土地取得（第 1 号） 有料駐車場事業（第 1 号） 下水道事業（第 2 号） 安城北部土地区画整理事業（第 3 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 2 号） 介護保険事業（第 3 号） 後期高齢者医療（第 1 号） の 9 会計</p> <p>資料別添</p>

内 容	
議 案 番 号	第 32 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 33 号議案
議 案 名	平成 2 5 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 34 号議案 ～ 第 42 号議案
議 案 名	平成 2 5 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 安城北部土地区画整理事業 業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢 者医療の 9 会計 資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 43 号議案
議 案 名	平成 2 5 年度安城市水道事業会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 44 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事</p> <p>場 所 安城市根崎町地内</p> <p>概 要 余熱利用設備 蒸気タービン一式 電気計装設備 中央監視制御装置一式</p> <p>契 約 金 額 451,500,000 円</p> <p>契約の相手方 東京都大田区羽田旭町 1 1 番 1 号 荏原環境プラント株式会社営業本部 理事 渡 邊 和 啓</p> <p>契 約 の 方 法 随意</p> <p>工 期 ~平成 2 7 年 3 月 1 3 日</p>
議 案 番 号	第 45 号議案
議 案 名	業務委託契約の締結について
摘 要	<p>安城南明治第一土地区画整理事業 仮住居及び仮倉庫建設設計施工業務</p> <p>場 所 安城市花ノ木町地内</p> <p>概 要 構造 鉄骨造 3 階建 (エレベーター付) 1 5 戸 内容 設計及び施工</p> <p>契 約 金 額 185,587,500 円</p> <p>契約の相手方 安城市横山町寺田 3 5 番地 4 株式会社ナルセコーポレーション 代表取締役 成 瀬 介 宣</p> <p>契 約 の 方 法 随意</p> <p>工 期 ~平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 46 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>廃止        9 路線   3,624.90m</p>
議 案 番 号	第 47 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	<p>土地区画整理事業等に伴うもの</p> <p>認定        1 9 路線   2,959.20m</p> <p>廃止及び認定後の市道    3,810 路線   1,244,470.61m</p>
議 案 番 号	第 48 号議案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>中間処理施設用地</p> <p>所 在 地    安城市赤松町東向 3 1 番ほか 3 筆</p> <p>面 積       10,959 m<sup>2</sup></p> <p>取得金額    341,838,856 円</p> <p>取 得 先    安城市土地開発公社</p>

内		容	
議案番号	報告第1号		
議案名	専決処分について		
摘 要	市役所駐車場管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解		
	1 損害賠償額	34,860円	
摘 要	2 事故内容	平成24年12月6日 午後4時45分ごろ	
	(1) 発生日時	安城市桜町地内	
摘 要	(2) 発生場所	上記地内の安城市役所駐車場において、駐車場に設置された案内看板が、強風により倒れ、駐車場から出るため信号待ちで停車中の相手方車両に接触したもの	
	(3) 経過	上記地内の安城市役所駐車場において、駐車場に設置された案内看板が、強風により倒れ、駐車場から出るため信号待ちで停車中の相手方車両に接触したもの	
摘 要	3 相手方の損害の程度	右後輪の損傷	
	4 過失割合	安城市100% 相手方0%	
摘 要	5 専決年月日	平成25年1月15日	
議案番号	報告第2号		
議案名	専決処分について		
摘 要	せん定枝リサイクルプラントにおける事故による損害賠償の額の決定及び和解		
	1 損害賠償額	102,417円	
摘 要	2 事故内容	平成24年12月20日 午後1時40分ごろ	
	(1) 発生日時	安城市赤松町地内	
摘 要	(2) 発生場所	上記地内の安城市せん定枝リサイクルプラントの敷地において、相手方車両の荷台からせん定枝を降ろす作業をしていた特殊車両のアームが、当該相手方車両に接触したもの	
	(3) 経過	上記地内の安城市せん定枝リサイクルプラントの敷地において、相手方車両の荷台からせん定枝を降ろす作業をしていた特殊車両のアームが、当該相手方車両に接触したもの	
摘 要	3 相手方の損害の程度	リアガラス等の損傷	
	4 過失割合	安城市100% 相手方0%	
摘 要	5 専決年月日	平成25年2月6日	
議案番号	同意第1号		
議案名	副市長の選任について		
摘 要	副市長 永田進の辞職（平成25年3月31日）に伴う後任の選任		
	副市長 任期 4年 定数 2人		